

登録加工製品の対象範囲に関する規定

1. 目的

本規定は、当協議会に自主登録する衛生関連の加工製品の対象範囲を明確にすることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- (1) 原則、非多孔質製品を対象とする。
- (2) 医薬品や化粧品等は、SIAA の安全性基準ではその使用方法における安全性が考慮されていないため、対象外とする。
- (3) 生後 24 ヶ月未満の乳幼児を対象とした製品は、登録対象から除外する。
- (4) 繊維製品等は、繊維の評価方法^{※1}の適用が適切でなく、JIS Z 2801 または ISO 21702 の方がより適切な製品は、対象とする。
(例) 撥水加工繊維製品 (テーブルクロス等)
※1 : JIS L 1902、JIS L 1922、JIS L 1921 等
- (4) 工業用フィルター等は、SIAA で採用している試験方法^{※2}で評価できる製品は、対象とする。
(例) 不織布またモノフィラメント製のフィルター等
※2 : JIS Z 2801、JIS Z 2911、ISO 22196、JIS K 6400-9 または SIAA シェーク法
- (5) 光触媒の試験方法 (JIS R 1702 等) で評価された結果を基に申請された製品は、対象外とする。但し、JIS Z 2801 の試験方法で基準を満たした製品は対象とする。
- (6) 紙製品 (すき込み品) で、SIAA が採用している試験方法で評価できる製品は対象とする。但し、耐久性試験や評価試験において製品形状を保てないものは対象外とする。

3. 製品の具体例

対象および対象外の製品の具体例については別紙 (別表 1、別表 2) を参照。

制定 : 2021 年 3 月 16 日
改訂 : 2021 年 12 月 14 日
改訂 : 2024 年 1 月 23 日
改訂 : 2024 年 3 月 21 日
改訂 : 2024 年 7 月 31 日

【別紙】

別表 1. 対象としない製品の例

理由	例
SIAA の安全性基準では安全性が考慮されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器、化粧品、医薬部外品（防護衣等、直接肌に触れる可能性が低い製品は除く） ・つけまつげ、まつげエクステンション、口腔材料等、眼や口等に触れる可能性のある製品 ・24 か月未満の乳幼児を対象とした製品 ・一般消費者が使用するスプレー製品^①
評価試験ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性試験や評価試験において、形状を保てない製品
比較的長期間に渡っての効果発現が疑われる	<ul style="list-style-type: none"> ・バインダー等を配合していない後加工用製品（例：抗菌剤のみを分散させた業務用コーティング液）、但し耐久性試験として耐水区分 1 で基準を満たしたものを除く。

別表 2 対象とする製品の例

理由	例
練り込みで機能を付与	<ul style="list-style-type: none"> ・抗菌剤や抗ウイルス加工剤等、機能を発現させる物質を練り込んだ樹脂、プラスチック製品（JIS Z 2801、ISO 21702、JIS Z 2911、ISO 4768） ・チューブやコード等の円柱または角柱状のプラスチック製品（シェーク法（SIAA 法））
後加工で機能を付与	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料、インキ、コーティング材等、主に非多孔質製品の後加工に用いる製品（但し、抗バイオフィルム加工用塗料等を除く） ・塗料、インキ、コーティング材等を用いて、製品の表面に形成した塗膜面及びその製品（但し、抗バイオフィルム加工塗膜面を除く^④） ・バス、車両、航空機内の設備・内装のほぼ全面にコーティング処理（後加工）した場合の、それらに含まれるシートや座席
試験方法として、JIS Z 2801（抗菌）や ISO 21702（抗ウイルス）等が適切	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や機器等のフィルター類（JIS Z 2801、シェーク法（SIAA 法）、ISO 21702） ・後加工で機能を付与したテーブルクロスやバッグ等の日用品であって、撥水性を有する製品（JIS Z 2801）
非多孔質製品ではないが、SIAA が認める試験方法で試験が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS K 6400-9 で評価したウレタンフォーム ・後加工で機能を付与した皮革製品や紙製品（JIS Z 2801）
JIS Z 2811 の試験方法を用い、SIAA の基準を満たした業務用コーティング液等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用コーティング液や塗料等の後加工用製品^②であって、衛生上特に配慮が必要な環境^③下の設備や備品等を施工対象とするもの

- ① 本規定の制定時に登録されていた一般消費者向けのスプレー製品は、2023年3月をもって SIAA マークの表示を終了した。
- ② SIAA 登録製品（業務用除菌膜施工用塗材）は、業務用コーティング液や塗料等の後加工用製品のみを対象とし、一般消費者向けの製品は登録対象外とする。また塗工物（塗工された製品）は業者施工であっても、登録対象外とする（該 SIAA マークの表示不可）。塗工物への SIAA マーク表示を希望する場合は、JIS Z 2801 による試験結果を基にした抗菌 SIAA マークとする。
- ③ 具体的には、JIS Z 2811 の適用範囲に記載の老人ホーム、病院や学校など。
- ④ 登録製品名として「抗バイオフィルム加工塗膜面」は不可とする。後加工で製造した抗バイオフィルム加工製品の登録は、具体的な製品（例：○○配管、○○タイルとする）。